

平成19年8月9日

お得意様各位

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

DV9000 相続税申告書プログラム更新のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度相続税申告書・ワープロ版相続税申告書において第5表・第11・11の2表の附表1・第14表の項目及び様式の変更がございました。変更に伴いプログラムの改正を行いました。

つきましては、後頁の案内資料をご一読の上、ご注文下さいますようお願い申し上げます。

尚、今年4月にご案内した通り、長らくご愛用頂いております、DV9000におきましては、今回の改正を持って開発を終了させていただきます。今後は最新機種「LXIIシリーズ」をご検討頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点、「LXIIシリーズ」へのお問い合わせ等ございましたら、担当営業もしくはシステムサービス課までご連絡下さい。

(ハード保守契約、電話サポート保守契約につきましては平成20年2月分を最終ご請求月とさせていただきます。但し、半年払い、年払いのお客様に関しましては2月経過後の満了月をもって終了とさせていただきます。)

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくお願い申し上げます。

敬 具

受注締切日	8月20日	プログラム発送日	8月23日頃
-------	-------	----------	--------

※8月20日以降のご注文につきましては、上記の発送完了後、順次発送致します。

※プログラム発送予定日は、プログラムの完成状況により変更する場合がございます。変更があった場合は追ってご連絡致しますので、弊社案内にご注意下さい。

送付資料目次

- ・ 相続税申告書・ワープロ版相続税申告書変更内容 1～2
- ・ プログラム注文書 別紙

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。

尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00-3:30)
FAX 042-553-9901

以 上

平成19年分 相続税申告書プログラム及びワープロ版相続税申告書プログラムにおいて、下記の内容で変更を行いました。

【第5表】

配偶者の税額軽減額の計算書		被相続人
私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。		
1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)		
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		④※ 円
$\frac{\text{第1表の③の金額}}{\text{配偶者の法定相続分}} \times \text{.000円} = \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		
① 配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	② 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	③ 分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 (第11表の配偶者の②の金額)
	④ 債務及び葬式費用の金額 (第11表の配偶者の③の金額)	⑤ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)
	⑥ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第11表の配偶者の⑤の金額)	⑦ ②-③の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)
	⑧ ⑥-⑦の金額 (⑦の金額が⑥の金額より大きいときは⑦の金額)	⑨ ⑧+⑤の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
⑩ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑪ ⑩の金額と⑨の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑫ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)
	円	円
	00	.000
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩又は⑪の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)	⑬ 円
配偶者の税額軽減額	(⑫の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑭ 円
(注) ⑭の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に移記します。		
2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)		
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		④※ 円
$\frac{\text{第3表の③の金額}}{\text{配偶者の法定相続分}} \times \text{.000円} = \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		
① 配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	② 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	③ 分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 (第11表の配偶者の②の金額)
	④ 債務及び葬式費用の金額 (第11表の配偶者の③の金額)	⑤ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)
	⑥ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第11表の配偶者の⑤の金額)	⑦ ②-③の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)
	⑧ ⑥-⑦の金額 (⑦の金額が⑥の金額より大きいときは⑦の金額)	⑨ ⑧+⑤の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
⑩ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑪ ⑩の金額と⑨の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑫ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)
	円	円
	00	.000
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)	⑬ 円
配偶者の税額軽減額	(⑫の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑭ 円
(注) ⑭の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に移記します。		
※ 相続税法第19条の2第5項(⑬又は⑭がなかった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときは、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の③の金額)、⑥、⑦、⑧、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の③の金額)、⑩、⑪及び⑫の各欄は、第5表の付表で計算した金額を移記します。		

第5表 (平成十九年四月一日以降用)

注記を変更致しました。

【第11・11の2表の付表1】

欄外注意書きの「3被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署(資産税担当)又は税務相談室にお尋ね下さい。」
 →「3被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署(資産税担当)にお尋ね下さい。」に変更致しました。

【第14表】

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額、公益法人などに遺贈した財産、特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

被相続人

第14表 (平成十九年分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			②の価額のうち特定贈与財産の価額	③の価額のうち相続税に課税される価額
		種類	細目	数量		
1	..				円	円
2	..					
3	..					
4	..					

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額

④金額	円	円	円	円	円
-----	---	---	---	---	---

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) 私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(受贈財産の番号)

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の②欄にそれぞれ移記します。

2 公益法人などに遺贈した財産の明細
この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や公益法人等に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					公益法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細
私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に掲げる法人に対して寄附をいたしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出いたしましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をいたしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をいたしましたので、租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

※この項目は記入する必要がありません。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地、名称(公益信託の委託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量		
..						
..						
合計						

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書等の添付が必要です。

第14表 (平19.5) (資4-20-15-A4統一)

人数を5→4名に変更

(4)として「租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をいたしましたので、租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。」を追加致しました。

DV9000プログラム注文書

(保守会員様用) 07.08

(税込金額)

■ 相続税申告書プログラム

平成18年8月改正プログラムご購入済みの場合 (Ver1.10以上) は下記の更新価格になります。

機種	更新枚数	2台目枚数
DV	10,500	5,250
DV端末対応	21,000	5,250

※ 昨年のプログラムをご購入されていない場合は
更新価格はDV42,000円 DV端末52,500円かかります。

■ ワーク版相続税申告書プログラム

平成18年8月改正プログラムご購入済みの場合 (Ver1.10以上) は下記の更新価格になります。

機種	新規購入枚数	2台目枚数
DV	10,500	5,250
DV端末対応	21,000	5,250

※ 昨年のプログラムをご購入されていない場合は
更新価格はDV42,000円 DV端末52,500円かかります。

※ 端末とは、DV本体に接続されているWindows端末機のことです。
端末機が接続されている場合は、端末対応の価格となりますので
ご注意ください。

お申し込み金額合計 円

お申し込み日 年 月 日

御社名

ご担当者

御住所

ご注文FAX 042-553-9901

DV9000プログラム注文書

(一般販売価格) 07.08

(税込金額)

■ 相続税申告書プログラム

平成18年8月改正プログラムご購入済みの場合 (Ver1.10以上) は下記の更新価格になります。

機種	更新枚数	2台目枚数
DV	31,500	15,750
DV端末対応	42,000	15,750

※ 昨年のプログラムをご購入されていない場合は
更新価格はDV63,000円 DV端末73,500円かかります。

■ ワーク版相続税申告書プログラム

平成18年8月改正プログラムご購入済みの場合 (Ver1.10以上) は下記の更新価格になります。

機種	新規購入枚数	2台目枚数
DV	31,500	15,750
DV端末対応	42,000	15,750

※ 昨年のプログラムをご購入されていない場合は
更新価格はDV63,000円 DV端末73,500円かかります。

※ 端末とは、DV本体に接続されているWindows端末機のことです。
端末機が接続されている場合は、端末対応の価格となりますので
ご注意ください。

お申し込み金額合計 円

お申し込み日 年 月 日

御社名

ご担当者

御住所

ご注文FAX 042-553-9901